

の量が膨大であるため、他地域の協力が不可欠であり、被告北九州市の協力をお願いしたい旨要請があった。

- (5) 同月5日には、宮城県石巻市長から北九州市副市長に対し、市内の仮置場は、ほぼ満杯である。他の自治体より処理が遅れている状況であるため、ぜひ被告北九州市に受け入れていただきたい旨要請があった。
- (6) 同年5月7日には、電話での会談において、宮城県知事から北九州市長に対し、災害廃棄物の広域処理について、具体的に検討を行っている被告北九州市に対する感謝と、災害廃棄物の量の見直しを行っているが、広域処理は不可欠であり、被告北九州市の取組みに期待している旨の要請があった。
- (7) 同月21日には、国による災害廃棄物の量の見直しが行われたが、同日には、宮城県知事から北九州市長に対し、文書により、「可能な限り県内で処理を行う方針の下、処理量の見直しを行うとともに、県内自治体との調整を重ね、県が受託する処理量の見直しを行ったが、今後もなお114万トンの広域処理が必要な見込みである。依然として広域処理が必要な状況に変わりがないことから、引き続き、広域処理の具体化に向け、特段の配慮をお願いしたい」旨の依頼があった。
- (8) 同月23日から25日にかけて、被告北九州市は、宮城県石巻市の災害廃棄物の試験焼却を実施した。
- (9) 同年6月6日に、被告北九州市は、「被災地の復興のための災害廃棄物受入れ検討」をテーマとするタウンミーティングを実施した。また、同月8日、9日、16日及び17日に、被告北九州市は、災害廃棄物受入れ検討に関する区民説明会を市内7区において1回ずつ実施した。
- (10) 同月10日及び11日には、北九州市長が宮城県を訪問して、同県石巻市の災害廃棄物の仮置場などを視察し、また、同市の住民ら、同市長、宮城県知事、宮城県議会副議長と個別に会談し、災害廃棄物を処理する必要性を確認した。これにより、同月20日、北九州市長は、北九州市議会において、

同県石巻市の災害廃棄物の受入れを表明した。

- (11) 同年7月10日には、宮城県議会議長が北九州市を訪れ、北九州市長、北九州市議会議長に対し、広域処理の必要性を訴え、改めて受入れを要請した。
- (12) 同月19日には、北九州市議会が、災害廃棄物の処理関連費用にかかる補正予算案を全会一致で可決した。
- (13) 同月20日、宮城県知事が北九州市を訪れ、北九州市長に対し、災害廃棄物受入れに対する謝意を伝えた。
- (14) 同月31日、被告北九州市と相被告宮城県との間で、「災害廃棄物の処理に関する基本協定書」を締結した。
- (15) 同年8月24日、宮城県石巻市長が北九州市を訪れ、北九州市長に対し、災害廃棄物受け入れに対する謝意を伝えた。
- (16) 同月31日、被告北九州市と相被告宮城県との間で、災害廃棄物の処理に関する「委託契約書」を締結した。
- (17) これにより、被告北九州市は、平成25年3月31日を契約期限として、宮城県石巻市雲雀野町の二次仮置場に保管された災害廃棄物のうち、約2万3千トンの処理を受け入れている。

以上

## 証 拠 書 類

乙号証                      別紙証拠説明書記載のとおり。

## 付 属 書 類

委任状                      1通

代理人指定書              1通